

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市都市計画税条例の一部
を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、海老名市都市
計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規
定により報告し、承認を求める。

平成25年5月30日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法の一部改正に伴う所要の改正措置について、急施を要し、専決処分したの
で、報告し、承認を求めるため

専決第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 2 5 年 3 月 3 1 日専決

海老名市長 内 野 優

記

海老名市都市計画税条例の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

海老名市都市計画税条例の一部を改正する条例

海老名市都市計画税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第4項から第6項までの規定中「第2項」を「附則第2項」に改める。

附則第13項中「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項若しくは第38項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の海老名市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律（平成25年法律第 号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第13項の規定の適用については、同項中「、第33項若しくは第38項」とあるのは「若しくは第33項」とする。